

歴史的変遷からみた「給食」の教育的な役割

高橋 美保¹

給食の始まり

給食の起源は、1786年ドイツのミュンヘンで貧困児童に給食（集団での食事）を施したことから始まり、19世紀中頃、世界各国で実施されるようになった。当時産業革命の影響で欠食児童が急増し、その子どもたちを救済するために始められた。フランスでは、1894年にパリで貧困児童救済のために実施され、アメリカでは1855年ニューヨークで始められたのがその起源とされる。また、イギリスでは1864年貧困児童給食協会が設立され、社会事業として開始された。さらに、1887年にはスイスジュネーブ市の慈善団体により学校給食が実施され、翌1888年にはベルギーでも、篤志家による貧困児童救済のための学校給食が開始された。

わが国における給食の始まりは飢饉や災害時などの非常時に、慈善的に行われた「炊き出し」がその起源と考えられている。一遍上人の生涯を描いた絵巻の中に、弘安年間ごろ、多数の人々に飯菜を施した様子が見られる。

組織的に集団を対象に開始した給食は、明治維新以降、産業復興のために設立された紡績工場（1872（明治5）年富岡製紙工場）での工女を対象

¹白鷗大学教育学部

とした給食や、軍隊での兵食である。工場給食や兵食では少ない経費で多くの利益を得るために、一般家庭の食事より粗末なものが多く、工女や兵士の空腹を満たすことが目的であった。そのため栄養失調で動けなくなる者も多く、労働生産性向上に向けた質の良い栄養豊富な食事の提供といった意識は読み取れなかった。

世界で実施されるようになった同時期、日本においても貧困家庭の児童を対象に、1889（明治32）年山形県忠愛小学校で僧侶らにより実施されたが、1940（昭和15）年頃までは貧民児童に対する慈善事業、虚弱児童への援助事業として行われていたに過ぎず、教育的な役割は読み取れない。乳幼児福祉施設（保育所）における給食の歴史については、明治中頃、紡績関係の企業が既婚女性労働者のために、工場付属の託児施設で給食の一定配給をおこなったのが始まりとされているが、正式な記録としては残っていない。1882（明治9）年東京女子師範学校付属幼稚園（現お茶の水女子大学付属幼稚園）が設立され、子どもを預ける農繁期季節託児所も設立され始めた。また、関東大震災時には復興作業にあたる大人たちが、子どもを預ける必要に迫られ、公立託児所の設置も進められた。その後工業化が進み都市部では共働き家庭のための託児施設が増え、給食が提供されていたようである。しかし、託児所での食事提供に関する正式な記録は見当たらず、給食発祥の地や時期、食事内容についての明確な記録は残されていない。

社会の移り代わりの中で貧富の差が生じ、貧困児童を救済しようと給食（家庭での食事ではなく集団の施設において）という形態はとられたが、僧侶や人々の活動は家庭を補填する役割（家庭支援）が大きかった経緯が読み取れる。

1. 目的

貧困児童を対象に、昼食を与えたのが学校給食の始まりとされているが、当時満足に食べることでできなかった子どもは、給食により飢えをしのぎ

栄養を摂取していた。時代を経て、学校給食は全校児童を対象とするものとし、教育の一環として実施することとして、その方向性が明確に示され現在に至っている。

一方でわが国の規制緩和は進み、児童福祉施設（保育所）では、給食の外部搬入や幼保連携型認定こども園での調理室必置義務解除など、子どもへの健やかな発育発達を保障し提供し続けてきた経緯とは裏腹に、給食の形態は急速に多様化している。

そこで「給食の役割とは何か」「給食はどうあるべきか」という未来への展望を、わが国における学校と保育所の給食の歴史的変遷をたどり、その中から見出していこうと考えた。

2. 方法

歴史家 E. H. カーは、著書『歴史とは何か』の中で、「歴史とは現在と過去との対話である。現在に生きる私たちは、過去を主体的に捉えることなしに未来への展望を立てることはできない」と述べている。つまり、過去と現在は影響し合っており、未来を見据えるためには、影響し合っている過去を主体的に捉える必要がある。

本研究で歴史の対象とする資料は、教育や保育、給食に関する政策と、当時の現場での声である。これらの情報を集める教育関係の資料は、給食について書かれた公的資料や、学校給食発祥の地である山形県教育委員会発行「未来をになう子どもたちのために・山形県学校給食100年の歩み」をもとに、発祥の地である忠愛小学校でのエピソードを聞き取った。保育関係の資料は、保育年報（全国保育協議会）と保育白書を参考に、現場の声をもとに整理して、本研究の目的を明らかにすることにした。

蒐集した資料は時代の経緯を辿り①時代背景、②理念と目的、③取り組み内容や方法、に分類し時間軸にそってカテゴリーごとに整理した。

1) 学校給食の歴史と取り組み

学校給食は、1889（明治22）年に山形県鶴岡市私立忠愛小学校で、貧困家庭の児童を対象に僧侶らによって行われたのが始まりである。ここでの給食は、現在と同様に学校で調理された食事を教室で給しており、当時の給食はおにぎり、焼き魚、漬物であった。

その後、1907（明治40）年に広島県や秋田県の一部、1911（明治44）年に岩手県、静岡県、岡山県の一部で実施されるようになった。しかし、前述したが1940（昭和15）年ごろまでの学校給食は、貧困児童に対する慈善活動や虚弱児童への救済事業として行われていたに過ぎず、当時の給食内容は貧弱で、空腹を満たすことが目的で実施されていた。

(1) 明治（貧民救済を目的とした給食）

① 時代背景

大日本帝国憲法が公布された1889（明治22）年に、学校給食が始まった。1893（明治27）年に日清戦争が、1904（明治37）年日露戦争が勃発した。

② 理念と目的

山形県教育委員会によると、1889（明治22）年に山形県西出川郡鶴岡各宗私立忠愛尋常小学校において、仏教系僧侶たちによって児童に給食（昼食）が給された。忠愛小学校は貧困家庭の子弟収容を目的としたものであったため、ここでの給食は当初から社会事業的な要素と就学奨励の意味があった。給食の実施形態は現行の自校給食とほぼ同様で、学校で集団調理された食事を教室に運び給したものであった。

1900（明治33）年山形県において各宗協働忠愛協会が設立され、各校に分散した児童に弁当を給し、1945（昭和20）年まで継続された。

③ 取り組み内容や方法

忠愛小学校における給食の特徴は、欠食児に毎日学校で昼飯給食を実施したもので、現在の完全給食A型（週6日）に類するものであった。また、給食内容も充分な主食や副食によって栄養摂取がなされていた。

さらには給食の給与方法も、子どもたちに卑屈感を与えないような配慮や時には子ども全員に給食を給与するなど、差別感をなくす工夫がなされ、実に教育的であったことが読み取れる。

④ 当時の在校生の談話

卒業生が在籍当時のエピソードを「学校給食100年のあゆみ」に語っている。その談話を通して当時の給食の様子を検証した。子どもたちが貧困に悩まされていたこと、その中で当時の食事状況が把握できた。

A氏談（1881（明治14）年生：当時在校生）

父は2回火災にあい家屋を焼失した。病弱であったために生活が極度に困難で、次男であった自分を明治22年開校と同時に忠愛小学校に入学させた。当時、自分の家は1日3度の食事に事欠くほどの極貧であり、学校での教科書や学用品の他に昼食など、一切の給与を受けた。

B氏談（1880（明治13）年2月生：当時在校生）

開校と同時に入学し在校生が67名であった。昼食を受けたが、白米の握り飯2個であった。副食は野菜と肴類でその肴類は主として塩乾物であった。牛乳や肉類は全く見たこともなかった。

C氏談（1883（明治16）年8月生：当時在校生）

自分の家庭は私と母と祖母の3人暮らしで、母は食べものの荷商いをしていた。朝はおかゆ、昼は母が弁当を寺の門まで持ってきてくれた。夜は糧飯（炊いたものを米に混ぜ炊いた飯）だった。

⑤ その後

山形県教育委員会の記述によると、忠愛小学校は1897（明治30）年12月、大督寺の火災と共に焼失した。そこで常念寺住職佐藤靈山や長泉寺住職菊地快住和尚らが発起人となり、1900（明治33）年7月忠愛協会が設立された。忠愛協会における給食についての記述によると、給食の方法は各学校の小遣い室で給されておられ登校時小遣い室で弁当を受け取り、下校時に空弁当箱を小遣い室に返却していた。貧困家庭の児童には担任教師が朝、該当する子どもの机の中に弁当を入れておくなど、適宜教育的な策が講じら

れていた。

給食費は一括して学校に納められた。食事内容は現在の物価指数に換算して、1名1食当たり40から60円に相当するものであったようである。

⑥ まとめ

給食の始まりは貧困児童の救済を主な目的としていたが、就学奨励の意味も担っていた。当時ほどの家庭も極貧であり幼い子どもも大切な働き手であった。その子どもたちを学校に行かせることは大きな負担でもあったが、給食があることで「学校に行けば子どもがご飯を食べることができる」との思いから、学校に通わせる決断をした親も少なくなかった。実際に、小学校への就学率は1883（明治16）年には50%台、1893（明治27）年には62%、1899（明治32）年では70%、1910（明治43）年には98%と、30年近くの間に2倍近く伸びた。給食の存在のみで就学率が上昇したとは言い切れないが、就学率の向上に給食が大きく関与した可能性は高かったことがわかる。

(2) 大正（学校給食の芽生え）

① 時代背景

1915（大正4）年第一次世界大戦を契機に産業が発展し、婦人労働者数が増加した時代である。一方では、米騒動や関東大震災が起り、人々が貧困に悩まされた時代でもあった。

社会の移り変わりの中で貧富の差が生じ、貧困家庭児童を救済しようとする活動が僧侶や近隣の人々に広がり、家庭で食べるのではなく集団施設において食する給食の形態がとられていった。

② 理念と目的

明治維新後に給食が開始され、大正時代に入ると文部省（当時）は小学校での給食を単に慈善活動としてではなく、栄養補給の視点から実施するように通達した。学童の体位に関心が寄せられ単に空腹を満たすだけの給食のあり方が見直され、子どもの心身への影響が懸念されて、食事の必要

性や栄養補給の重要性が認識され始めた。

1914（大正3）年東京の私立栄養研究所（佐伯矩博士設立）は、文部省の科学研究奨励金を受けて近隣の児童に給食を実施し、1919（大正8）年6月には東京府（当時）が私立栄養研究所佐伯矩博士の援助を受け、東京府管轄の小学校にパンによる学校給食を開始した。1923（大正12）年10月文部次官通牒「小学校児童の栄養に関する件」で、児童の栄養改善のための方法として学校給食を奨励し、1926（大正15）年には学校衛生技師会議の文部大臣諮問事項に、「学校給食ノ実施ヲ促スコト」として答申された。

③ 取り組み内容や方法

山形県大石田尋常高等小学校沿革誌によれば、大正元年米価騰貴のため生活困難な児童に対して昼飯が給与された。その他の地域においても貧困児に対する継続的な給食をおこなったことが言い伝えられている。しかし、文献として明確に記されているものは少ない。

しかしこの事象から明治末期から大正初期にかけ、地域ごとに何らかの形で学校給食が芽生えたことが読み取れる。正にわが国の初等教育の努力点でもあり、就学奨励の施策として始められた広島、静岡、岩手などの取り組み方や内容と軌が同じであり、全国的に共通する姿を見ることが出来る。

(3) 昭和：戦前・戦中（就学奨励の給食から体位向上の給食へ）

① 時代背景

1929（昭和4）年の世界恐慌により欠食児が増加し、子どもにも深刻な影響を与えた。また1939（昭和14）年日中戦争や太平洋大戦が勃発し、栄養不良児や虚弱児が増加するなど、戦争によって子どもたちの生命も脅かされ、太平洋戦争末期から終戦時の食糧不足は極度に達し、学童の体位は急激に低下した。

② 理念と目的

昭和になると単なる貧困児への救済的な給食から、虚弱児対策や栄養改

善、体位向上のための給食として移行し始めた。

山形県教育委員会によれば、1931（昭和6）年には山形県東村山郡豊田小学校において、体位向上の目的で全校児童（1,036名）に対する副食給食が開始されたとある。しかし全国的な不況で欠食児童が多く、そのうえ東北地方一帯で大凶作が続いた年でもあった。そのため、欠食児童が特に続出し児童の体位低下が憂いられる状況となり、篤志家による食事の給与から、国家の行政政策として給食が実施されるようになった。

1932（昭和7）年9月、文部省特例第18号「学校給食臨時実施方法」が定められ、初めて国庫補助による貧困児童救済のための給食が実施され、就学率を高めることや児童の体位向上などが目的とされた。その後戦争が勃発し学徒動員の時代になると、次世代の国民育成や強兵策としての栄養補給や体位向上が強調され、その手段として国家の立場から学校給食が奨励されるようになった。第二次世界大戦開戦翌年4月、文部省訓令第18号「学校給食奨励規程」により対象を貧困児童のほか栄養不良児や身体貧弱児にも広げ、栄養的な給食の実施へとその内容が充実されていった。

1941年（昭和16）年4月には太平洋戦争が勃発し、1944（昭和19）年には6大都市小学校児童約200万人に対して米・味噌などを特別配給し、給食が実施された。1945（昭和20）年ポツダム宣言を受諾し、長かった太平洋戦争が終結した。

③ 取り組み内容や方法

1932（昭和7）年「学校給食臨時施設方法」が交付されたころには、いわゆる欠食児の救済や虚弱児対策と併せた給食が実施されたために、主食副食が給与された。しかし、目的が欠食児や虚弱児救済であったため、全児童に対する給食給与ではなく、部分給食として行われた。1937（昭和12）年ごろの給食は、栄養不良者や虚弱者、偏食者の対策で、主食と副食を内容としたものであった。

しかし、1941（昭和16）年に太平洋戦争が開戦し、戦火が熾烈になるにつれ給食物資も統制下におかれ、学校においては日の丸弁当を奨励するよ

うになり学校給食の継続はいよいよ困難となった。

翌年「食糧管理法」が公布され、自然食材の副食給食に切り替えられその後味噌汁のみの給食となったが、児童への給食は保障されていた。1943（昭和18）年以降は補助金も停止となり、学童疎開が始まると給食は一時中断され、次第に学校給食を行う小学校は減少し自然中止せざるをえなかったが、終戦と同時に中止のやむなきに至った。

昭和初期全国的な経済不況に見舞われ、国として初めて学校給食に助成を行う対策が講じられたにも拘らず太平洋戦争が勃発し、戦況が深刻化するとあえなく学校給食は中止となった。その間、必要にせまられた工場給食が実施されるなど、食をとおして時代の変遷が見て取れる。

(4) 昭和：戦後（学校給食の再開から学校の教育計画の一環としての給食へ）

① 時代背景

1945（昭和20）年長く国民を苦しめた戦争は終結し、1947（昭和21）年日本国憲法が公布され同時に数多くの法が制定されて日本が変わり始めた。しかし、戦後の混乱により人々の生活は不安定で、食料不足のため給食は停止状態であったが、食糧事情の改善と共に再開されていった。

② 理念と目的

敗戦による食料難で、学童の体位は著しく低下し栄養不良の者が続出した。このような状況の中で学校での栄養給食の必要性が叫ばれ、1947（昭和22）年に大都市部の児童約300万人を対象に捕食給食が再開され、1948（昭和24）年ユニセフやアメリカの援助物資による完全給食（大都市では「パン＋ミルク＋おかず」）が開始された。

当時はまだ低栄養時代であり、栄養素の摂取不足を補うこと、不足する栄養素を補うための食生活改善という観点から、欠乏対策とした給食が中心であった。しかし1947（昭和21）年には栄養士法、労働基準法、食品衛生法、児童福祉法などが制定され、各種給食運営に関する事項が織り込まれて、給食施設では栄養士の活動が始まった。

1951（昭和26）年、サンフランシスコ講和条約締結により援助物資が打ち切りとなった。

1952（昭和27）年には、文部次官通達「学校給食実施方針」が出され、この中に「学校給食は教育計画の一環として実施するもので、特に児童の合理的な生活学習を实践する場とすることに努め、併せて家庭および地域社会における食生活の改善に資する」との目標が規定された。ようやく一般的にも父母からも必要性が認められ、恒久的施設として継続的・計画的に安定した事業の遂行が期待された。しかしガリオア資金打ち切りやミルクに対する補助停止等のために、その都度窮地に陥った。

そういった状況の中でPTAを母体とする学校給食推進協議会が組織され、学校給食に関する立法化促進の運動が繰り返され、全国的な運動が展開されて、1954（昭和29）年「学校給食法」が制定された。この法律は学校給食の普及充実を図ることを目的としたもので、給食の実施に強力な方向性を示したものといえる。

③ 取り組み内容や方法

1945（昭和20）年戦後、文部、農林、厚生三省次官通達「学校給食普及奨励について」により学校給食は再開された。当時の給食物資は、日本軍放出物資や進駐軍放出物資、または国連援助物資（ララ物資）によるもので、給食は無償であった。

1949（昭和24）年にはユニセフ給食が開始され、国際連合児童救済基金から支給された大量の脱脂粉乳を試験的に飲用させた。そのため1951（昭和26）年には全国市制地域において、パンとミルクとおかずの完全給食が実施されるようになった。その普及に伴いパンの消費は増加の一途をたどり、今日に至る。1957（昭和32）年度から牛乳の消費拡大を図るとともに酪農振興の一助として、学校給食に牛乳を取り入れることが政府の方針として打ち出され、国庫補助をもって条例化されたのである。

山形県教育委員会資料によると、山形県ではアメリカの無償小麦を用いて、都市部小学校において完全給食が開始された。パンの品質向上について

は1955（昭和30）年度より、品質批評会を年数回実施し、その結果によって工場の指導をおこなうと共に技術向上のため講習会を開催し、品質の良い美味しいパンを学童に供給するように努めた。牛乳飲用にあたっては、県教育委員会の処理場選定基準によって指定された処理場と学校が契約する形式をとったという。しかし、おかずの物資調達については、学校給食の中で最も研究を必要とする課題の一つとして今後に残されていると記されている。

給食は、子どもの健康増進を考慮し実施されたものであることは言うまでもないが、その歴史をたどると、時代背景が大きく反映され運営されていたことがわかる。

(5) 昭和：高度成長から安定の時代（啓蒙普及から多様化へ）

① 時代背景

昭和30年代40年代は高度経済成長の時代である。東京オリンピックや大阪万国博覧会の開催、東海道新幹線開通など日本が物資の豊かさを目指し、発展を遂げ活気にあふれていた時代である。一方で、高度経済成長によって働く母親や共働き世帯が増加し、核家族が急増した。電化に伴い生活環境が激変し、産業では水俣病などの公害の発生、子どもが安全に遊べる場所の減少、交通事故の増加など、子どもたちの生活環境が一変した時代でもあった。

家庭生活のリズムが崩れ、朝食の欠食や孤食、食事のインスタント化、テレビづけなどの問題が指摘され始めたのもこの時代である。

② 理念と目的

1958（昭和33）年学習指導要領が改定されたことを機に、学校給食は学校の教育計画に位置付けられ、充実した栄養指導が行われるようになったのである。

1962（昭和37）年4月1日付文部省通達により、栄養所要量基準が改定され、幼児や児童または生徒1人1食当たりの「平均栄養所要量の基準並

びに平均栄養所要量の食品構成表」が大幅に改定され、おいしく喜ばれる給食を目指し再スタートした。1963（昭和38）年から1965（昭和40）年の重点行政政策としては、ミルク給食や捕食給食から完全給食への移行や栄養内容の充実、未実施校やへき地校へのミルク給食導入、さらには完全給食の促進に努めることが理念の核になったと思われる。

1975（昭和50）年代は食事内容の見直しの時代でもあった。わが国にふさわしい食事内容や国土や風土に合った食生活を考えるようになり、1976（昭和51）年には「学校給食法施工規則」が改定され、米飯の本格的な導入が決まった。米の導入により日本の文化形成と営みを学ぶことの大切さが求められ、米飯にふさわしい食器具の開発も進められた。日本の食文化伝承と多様化した献立に合わせて、箸使いも注目されるようになった。食事内容を媒体として、学校と家庭の連携によりそれぞれの役割分担をもって子どもの育ちを観察すること、育てる場にすること、すなわち「心と身体健康づくり」が重要視され、課程の中にも「健康づくり」が位置付けられ、活動する組織づくりが行われた。

1985（昭和60）年には生涯の健康増進を目的とした生活力を培うための指導が、学校給食を核にして強調され、家庭や地域との連携を深めつつそれぞれの役割分担をもって、食育の推進が図られる時代になった。食事をとおして、人としてのマナーを身に付け、人の和をはかる尊さを体験する指導に重点が置かれ、国民運動の一環として学校で進める食育の推進は現在も展開されている。翌年3月体育局通知「学校給食の食事内容について」により食事内容の見直しが行われ、食品構成がきめ細かに肉、魚、卵に独立され、緑黄色野菜が他の野菜と区別されて、さらには藻類と種実類が新たに追加されて多様な食品が示されるなど、今後の日本の食文化伝承という視点から配慮がなされた。さらに、「学校栄養職員の職務内容について」が出され栄養職員の主たる職務内容として、学校給食に関する基本計画への参画や栄養管理、学校給食指導、衛生管理等を挙げ、具体的な職務内容を定める際の参考として出されたのである。

③ 取り組み内容や方法

1957（昭和32）年には牛乳の消費拡大を図るとともに、酪農振興の一助として学校給食用に牛乳を用いることが政府の方針として打ち出され、国庫補助をもって奨励された。

山形県教育委員会では、1963（昭和38）年から山形県全土において、食事内容の学校差をなくすために、県学校給食栄養士会の協力を得て1年分の「献立便覧」を発行している。

1960年代に入り家庭の食生活が豊かになる中で、学校給食の食事内容について改善が行われ、脱脂粉乳が牛乳に変わり、1976年には米飯が取り入れられるなどの変化が見られた。新しい試みとしては、他学年との交流給食や青空給食、訪問給食によるふれあいの場や環境づくりが盛んにおこなわれるようになった。さらに健康教育の視点から、自己管理能力を育てるために、1980年代には「バイキング給食と称する選択食が試みられ、ランチルームが校内に設けられるなど、当初は食料不足による栄養欠乏を補う食事であった給食は、栄養と食の教育の場として位置付けられるようになった」と記されている。この頃になると食事内容も豊かになり、食事を楽しむことも教育的な要素に取り入れられるなど、生きる力を培う要素が食事に求められるようになり、ゆとりある学校教育、豊かで楽しい学校給食を目指し推進が図られた時期でもあった。

高度経済成長により日本全体が活気づいていったと同時に、給食の目的や内容、形態も変化した。それまでの「足りないものを補う給食」から、食事は楽しく豊かなものにしようとする「心が満たされる給食」へと変化したのである。

1968（昭和43）年、学習指導要領の改訂により、学校給食は「学級指導」の領域に位置づけられ、教育活動の一環として教育計画の中に位置づけられた。充実した指導が行われるようになり、給食が単なる栄養補給ではなく、日本の文化や人間関係を学ぶ場へと変遷をたどった経緯が、この時代の特徴として捉えることができる。

(6) 平成

① 時代背景

インターネットや携帯電話が普及し、情報化社会となった。フリーターやニートと呼ばれる若者の増加や晩婚化など、人々のライフスタイルも大きく変化した。

「食育基本法」が制定され、改めて日本の「食」や自分自身の食事を見直すことが強調され、声高に健康志向が叫ばれ始めた時代である。

② 理念と目的

1981（平成元）年には、新学習指導要領の中で給食は「学級活動」の一環として位置付けられ、ますます教育的な意味合いが強まった。現在では、児童一人ひとりが自己健康管理のために自らの食事を調整するといった「自己管理能力」の育成を、学校給食をとおして指導していくことが求められている。

子どもの貧困を救済するために始まった給食は、時代と共に変化し時を経て、現在は子ども自身が自分の健康を守る手段として、教育的な要素を含むものとしてさらに変化している。

③ 取り組み内容や方法

2005（平成17）年に制定された食育基本法には、「子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」としたうえで、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべき」とし、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間に育てること」と位置づけている。様々な小学校で食育活動が展開されているが、学校給食は健康教育の一環であり、生命の尊重・心の教育を基盤にするものであり、学校経営の中に適切に位置づけられなければならない。

2011（平成23）年11月、文部科学省は「幼児期の教育と小学校教育の円滑な連携のあり方について」の報告書に、学びの基礎力の養成は幼児期後

半から児童期低学年にかけての教育において、「三つの自立」（生活上の自立、学びの自立、精神的な自立）の育成を強調している。その基本は生活習慣の自立にあるとし、学びに向かう力は親や家族の働きかけによるところが大きいとしている。

2) 乳幼児施設（保育所）における給食の歴史と取り組み

学校給食に比べ残されている資料は非常に少なく、特に昭和・戦前までの資料は学校給食が主流で、保育所給食の発祥地や時期についての明記された資料はなく、保育所給食の制度は読み取れない。

(1) 明治

① 時代背景

1883（明治16）年、茨城県猿島郡尾山村の渡部嘉重は、小学校に子守が連れてきた乳幼児を保育する部屋を「子守学級」とし隣設した。1890（明治23）年赤沢鐘美によって新潟県の静修学校に付属し設置されたのが初めての保育所である。同時期に鳥取県の箕雄平は、農繁期に子どもを預かる農繁期季節託児所を開設した。その後婦人労働者確保のために工場内に託児所が設けられたが、保育環境は劣悪なものであった。

1900（明治33）年に野口幽香、森嶋峰によって東京市（当時）に設立された二葉幼稚園（後に二葉保育園）は、スラムの悪い環境で過ごす貧しい子どもたちを保護し、母親が働いている間子ども達の預かり保育をした。

② 理念と目的

当時の給食における食事内容は貧弱で、空腹を満たすだけであった。

③ 取り組み内容や方法

保育所の成り立ちや保育内容に関する記述は残されているが、乳幼児の福祉施設(保育所)の給食の始まりについては明らかにされていない。明治中頃に紡績関係の企業が、既婚女性のために工場付属の保育施設で給食の一定配給をおこなったのが始めとされている。

(2) 大正

① 時代背景

大正時代になると労働者の生活困難度が高まり貧困問題が深刻化し、乳幼児を抱え両親ともに働かなくてはならない状況の家庭が増えたため、公的社会的事業として託児所が設置された。第一次世界大戦を契機として産業が発展し、重工業化が進み工場労働者が増大しなかでも婦人労働者数が急増した。

② 理念と目的

ようやく政府も幼児を持つ勤労家庭のために託児所の設置をはかった。

③ 取り組み内容や方法

1916（大正5）年二葉幼稚園の名称を二葉保育園として、給食を給与したようである。

1919（大正8）年初の公立託児所鶴町託児所、桜宮託児所が大阪市につくられ、関東大震災以降、復興にあたる大人たちの子どもを預ける必要にせまられ、東京において公立託児所の設置が促進された。農村部では農繁期に子どもを預ける農繁期季節託児所も設置され始めた。1926（大正15）年には東大セツルメントに幼児の生活保護を目的とした施設として、託児部が付設された。しかし、いずれの施設においても給食を給与したようではあるが、資料として残されておらず明らかではない。

(3) 昭和：戦前・戦中

① 時代背景

1929（昭和4）年の世界恐慌により日本は経済不況に見舞われ、増大した欠食児童の心身の健康が深刻な状況になった。国として初めて学校給食を助成する対策は取られたが、1931（昭和7）年日中戦争、1941（昭和16）年太平洋戦争などにより戦況が深刻化すると給食はあえなく中止となり、その影響を受けて栄養不良児や虚弱児が増加した。

一方で、必要に迫られた工場給食は実施されていた。

② 理念と目的

国は物資の生産や増強のために、農村部では季節託児所、都市部では戦時託児所を積極的に推奨し設置にあたった。そのため貧困児や虚弱児を対象にしたものは少なくなった。

③ 取り組み内容や方法

東大セツルメント託児部（1926～1936）での給食がその起源ではないかと思われる。

1933（昭和8）年第3回児童栄養習慣を機に、付近の母の会会員（東大セツルメント活動）が炊事道具を持ち寄り、五銭集金して給食を試みるというものであったが、週に一度であるため子どもたちの栄養不良を補い、偏食改善をするには至らなかった。

1934（昭和9）年東大セツルメント託児部では新しい保育方針を策定した。その中の身体的保育の項目に栄養給食についての記載があることから、幼児の食事について保母達（資料に基づく）は、働く母親の要望に応じて給食、おやつ、長時間保育を実施していたようである。託児所での栄養給食の取り組みは、子どもたちの偏食による栄養不良から始まったと記されている。また、同年2月～4月の託児所の整備改善に伴い給食室が設置され、5月には不完全な設備ではあったが、子どもたちから一日2銭集金し、栄養給食（おかず中心）が開始された。

その献立内容の一部を以下に示した。

託児所おかず献立表

月	火	水	木	金	土
八宝菜	三色弁当	フィッシュボール	焼豆腐肉そば ろかけ	野菜煮しめ	カレーライス
	のり、卵、 乾瓢	鯛、玉葱、 パン	焼豆腐、挽肉		肉、野菜

東京帝国大学セツルメント12年史、P67～P68 から抜粋

(4) 昭和：戦後

1945（昭和20）年8月ポツダム宣言を受諾し太平洋戦争が終結して、戦後の日本は深刻な食料不足に陥った。配給米の比率が低下し、自給自足や物々交換、農村部への買い出しなどが盛んにおこなわれていた。1947（昭和22）年4月に、国民食糧及び栄養対策審議会（内閣）が日本人成人一人一日あたりの栄養所要摂取量を発表したが、当時この摂取量を満たすだけの食料はなかった。特に、子どもの栄養失調や体位低下が問題となり、発育期の子どもにとっての食糧不足は、心身の健康に深刻な影響を与えた。

（財）日本児童福祉給食会によると、1948（昭和23）年2月全国孤児一斉調査では孤児数は全国で123,504人であったと記録されている。

① 時代背景

敗戦後の混乱の中、1946（昭和21）年新憲法の制定を受け、1947（昭和22）年には栄養士法、労働基準法、食品衛生法が制定され、各種給食運営に関する事項が盛り込まれて給食施設での栄養士活動が始まった。当時はまだ低栄養時代であり、栄養素の摂取不足を補うこと、不足する栄養素を補うための食生活改善という観点から、欠乏対策としての給食が中心であった。

また同年2月に児童福祉法が公布され、子どもへの給食の必要性が確認され、翌年には児童福祉施設の栄養士配置規定などの基準が定められた。学校教育法により幼稚園が学校として、児童福祉施設法により保育所が児童福祉施設として二元的に制度化され、児童福祉施設では給食が必置条件となり実施され始めた。

当時の保育所での給食は、幼児（3～5歳）が米飯160g持参で副食給食（主食は家庭から持参し、おかずやおやつを給与するもの）、乳児（1～2歳）は完全給食であった。調理員は無資格者でもよく、子ども60名までは1人の調理員、子ども150名までは2人調理員という配置基準であったが、現在まで続いている。

福祉厚生対策として事業所給食も徐々に広がり、それぞれの施設で適切

な給食管理が行われるようになってきた。

② 理念と目的

1948（昭和23）年「児童福祉施設最低基準」が公布施行された。第11条には入所者の食事について「児童福祉施設において入所している者に給食する時は、その食品は出来る限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な熱量及びたんぱく質を含有するものでなければならない」と規定されている。第50条では保育所の設備の基準として、「乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所及び満2歳以上の幼児を入所させる保育所では、調理室を設けること」など、法的に給食実施へ向けた制度が確立されていった。

戦後GHQにより給食用商品が特別配給されることにともない、保育所給食が実施されることになった。さらに、1949（昭和24）年3月10日「保育施設給食実施要領」が制定され、これに基づき保育所での給食が実施されることになった。「保育所給食実施要綱」が規定されたことにより、現在の児童福祉施設における乳幼児の給食システムの原型がほぼ出来上がったといえる。

1951（昭和26）年には児童福祉法に基づく児童憲章が定められ、保育所給食は学校給食よりも一足早く発足した。記された給食実施の目標は、①栄養改善による健康の増進と疾病の予防 ②食事の作法、咀嚼の習慣や清潔等の食事訓練 ③偏食の矯正 ④家庭における食生活の改善 ⑤円満なる社会生活の指導 ⑥欠席者の減少、である。このことから、戦後の食糧不足という状況下での栄養不足を補うための給食から、生活力を培う給食へと幾多の変遷をたどりながら、福祉から教育に向けようとする役割を読み取ることができる。

③ 取り組み内容や方法

戦後の食糧難の中で食糧援助はGHQだけでなく、各国から援助を受けていた。特に幼児に対して最も必要な動物性たんぱく質、カルシウムの供給源となる脱脂粉乳は多量に配給されていた。例えば、1948（昭和23）年よ

りララ委員会からの救援、翌年にはユニセフからの救援、1951（昭和26）年度のガリオア資金による救援、1953（昭和28）年のCAC、アメリカンズ奉仕団、カトリック教団からの救援などがあげられる。

a. ララ物資による給食

1948（昭和23）年4月ララ（LALA・アジア救済公認団体）委員会より、当時食糧事情の最も悪かった6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）及び広島県の保育所約300箇所、脱脂粉乳、砂糖、小麦粉、その他の物資の配給を受け、給食が開始された。

b. GHQ（連合軍総司令部）放出物資による給食

GHQは、1949（昭和24）年統制物資であった脱脂粉乳、砂糖、味噌、醤油及び食用油の放出を許可した。厚生省（当時）は給食用食品を特別配給するため「保育所給食実施要綱」を定め、厚生省公認公私立常設保育施設の乳幼児を対象に、毎月25日分の給食が実施された。経費は父母から実費を徴収することを原則とした。

c. ユニセフミルク給食

乳幼児に不足していた動物性たんぱく質を補うために、ユニセフ駐日事務局長のストーリー女史提唱のもと、1949（昭和24）年11月から翌年12月までの1年間、全国13都市に「モデル保育所給食実施施設」38箇所を設置し、脱脂粉乳75tを無償で配布し粉ミルクを使った給食が実施された。栄養面に関する家庭の理解を深め、地域の関心を高めることを目的として始められたが、当時日本では粉ミルクを飲む習慣がなく、給食開始直後は下痢を発症する子どもが多発した。

1951（昭和26）年には全国の給食を必要とする保育所780箇所を選び、55,000人の幼児にユニセフより1人1日50g、年間800トンの脱脂粉乳が無償で給与され、ミルク給食が開始された。そのため当時の給食はミルクとパンとおかずであった。

d. ガリオア資金によるミルク給食

GHQの覚書に基づき、幼児に対して必要不可欠な動物性たんぱく質、カ

ルシウムの供給源となる脱脂粉乳を、アメリカ政府寄贈物資として1951(昭和26)年から1年間約2,428tの受給を受けた。

(5) 昭和：高度経済成長から安定の時代へ

東海道新幹線や東京オリンピック開催など、日本が最も活気づいた時代である。

女性の就労化や核家族化が進んだことから、保育の需要は増大し保育所の数や入所児数も激増した。また公害の発生や遊び場の減少、交通事故の増加など、子どもの生活環境が一変した時代でもある。

① 時代背景

1950年代末は、公立保育所や民間保育所、共同保育所など保育所の建設と同時に、保育内容充実に向けた運動が盛んに行われた。共同保育所を中心に産休明け保育が行われ、集団離乳の実践を積み重ねていった。こうした保育所給食充実の兆しが見え始め、それまでの「幼児副菜給食のみ」という保育所給食の実態見直しが迫られ、その結果、「保育所保育最低基準の見直し」に至った。

水嶋(1995)は著書「子どもの心を育む保育所給食 ― 保育所給食の現状と課題 ―」の中で、1960年代からの保育所の歩みを振り返り、現状とこれからの課題を明らかにしている。1970年代には乳児保育や長時間保育が実施され、栄養士の採用努力がなされるようになってきたのもこの時代である。

② 理念と目的

1965(昭和40)年厚生省が「保育所保育指針」を策定した。保育所給食については、指導計画作成の留意事項として「間食及び昼食は子どもの健康を増進し、また、保育所での生活を楽しくさせるように計画すること」と記されている。また、保健や安全管理上の留意事項として「給食については調乳・離乳食・一般献立について関心を持ち、偏食をさせないように注意する、給食の献立や食べ具合を家庭に連絡する」事項が加えられた。

同年「母子保健法」が公布され、1969（昭和44）年に乳児保育対策が実施されるなど、1970年代に入ると革新自治体のもとで、施策として乳児保育や長時間保育の充実に向けた保育の内容が検証され始めた。

③ 取り組み内容や方法

1956（昭和31）年厚生省（当時）は「児童福祉施設における給食業務の進め方」を検討し、5か年からなる「給食業務要綱」を作成した。その内容は給食内容の向上に関する事項や給食管理に関する事項、人工栄養・離乳食・間食・小児疾病の食事療法などの特殊小児食に関する事項、児童福祉担当者の教育に関する事項、児童福祉施設の給食研究に関する事項の5項目からなり、年度別に計画的に、乳幼児の栄養改善や児童福祉施設の給食改善事業について取り上げている。

また、保育所に子どもを預けて働く親や保育者たちの運動により、国の最低基準を大きく上回る保育条件の改善が進んだ。給食についても条件改善の具体事例として「集団で離乳する」実績を積み重ね、認められて手作りおやつに取り組みに広がったのもこの時代である。

(6) 昭和・後期

核家族化や女性の就労化が進み、家庭における生活の知恵や技術の伝承の機会が少なくなった。生活リズムの乱れから発生する朝食の欠食、孤食、頻回の間食摂取、生活の夜型化、咀嚼の問題など、子どもの食生活にも様々な問題が生じてきた。さらに食物アレルギー児が増加し、背景として大気汚染や輸入食品の増加、添加物などが指摘され始めた。

① 時代背景

昭和50年代に入ると食の乱れが心の乱れにも通じるとの社会認識が高まり、子どもの健全育成に占める「食」の意義と役割が理解され始めた。その背景には保育所給食が乳幼児の心身の発達に成果をあげ、社会に良い影響を及ぼしたことが挙げられる。また、その成果は戦後40年間社会福祉施設における給食業務の委託禁止からも読み取れる。

1987(昭和52)年の法改正でも児童福祉施設での給食の委託は認められず、10年後、1997(昭和62)年厚生労働省は、調理室を使用した給食の委託を認める方向性を示したが、外部持ち込みは許可せず、児童福祉施設(保育所など)の給食は20年余外部委託を認めなかった。

② 理念と目的

1980(昭和55)年厚生省離乳食研究班が「離乳の基本」を発表した。保育現場の実践が大きく取り上げられ、調理科学の進歩と集団離乳の発展とが理解できると保育現場での評価は良好であった。また、食物アレルギーの考え方が大きく変化し、食物が原因で起こるアレルギーは、乳児の段階で対応すれば改善される確率が高いことが実証され始めた。そのため、アレルギー食を作ることが大きな課題となったが、保育所では主治医の判断を基に家庭と協働し、「生活管理表」などをとおして除去食の対応もおこなっている。

③ 取り組み内容や方法

1980年代になると、食物アレルギーの子どもが目立つようになり、その背景には大気汚染や輸入食品の増加、添加物などが原因の一つとして指摘され、給食での対応が必至となった。主治医の診断を経てアレルゲンとなる食べものを特定し、その除去判断基準を明確にして、個人に応じた食事内容を提供している。併せて心の育ちにも配慮し、見た目と同じ代替食として「コピー食品」の研究にも取り組み、給食の質を一段と飛躍させた。

こうした保育所自園給食ならでは顔の見える関係性は、家庭生活と直結していることが多く、家庭や子どもへの大きな支援となった。

(7) 平成

① 時代背景

経済の合理化や効率化などの考えに基づき、保育所の調理業務の外部委託が可能になり、このシステムを導入する自治体や保育所も増加した。

保育所の給食室は子どもの発達に応じた栄養を十分確保することの他

に、多くの役割を担ってきた。離乳食、アレルギー食、食育などきめ細かく対応するためにも調理室の必置規制は外せない。しかし、2002（平成14）年内閣に「構造改革特区推進本部」が設置され、この事業において保育所給食の外部搬入は容認された。その後規制緩和は進み、給食の外部搬入や幼保連携型認定こども園での調理室必置解除など、子どもの健やかな発育発達を保障し提供し続けてきた経緯とは裏腹に、給食の形態は急速に多様化している。

② 理念と目的

2005（平成17）年食育基本法が施行され、その前文には「食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものとして位置付けると共に様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる、人間を育てる食育を推進する」と記されている。特に子どもに対する食育は「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものである」としている。

③ 取り組み内容や方法

2004（平成17）年には「保育所における食育に関する指針」（厚生労働省）が示され、2009（平成21）年4月「保育所保育指針が改定され、第5章「健康及び安全」三に「食育の推進」が位置付けられている。今や保育所は地域の食の情報源としての任を担っている。2012（平成24）年には「保育所における食事の提供ガイドライン」が示されて、それを基に今日の保育所給食が提供されているのである。

3. 考察

1) 給食の役割を、位置づけの変遷をとおして検証した。

(1) 学校給食の場合

貧困児童の救済から始まった給食は、時代と共に身体虚弱者の救済や就学奨励のための給食、体位向上の給食へと幾多の変遷を経て、戦後新しい

目的で再開された学校給食は、全校児童を対象とするものであった。そのため、教育施設の中でも重要なものの一つである調理室の普及や発展は非常に急速で、共同調理場の法的位置づけや給食に要する経費負担や分担などは明文化され、給食を媒体とした指導も着実に行われてきた。

学校給食の指導の拠り所となった事象は、1951（昭和26）年保健体育審議会会長から文部大臣に答申された「今後の学校給食のあり方について」であった。答申の内容は、学校において給食が過去6年間実績を積み上げ、児童の心身発達に成果を上げたこと、家庭や社会に良好な影響を及ぼしたこと、などを挙げ「学校の教育計画の一環としてますます継続、発展の途を構ずるべき」とその重要性を力説し、学校教育における給食の位置づけを明確にすることを説いたことである。目標としては、①教育的立場から、②国民栄養対策の面から、③国民の食糧対策の立場から、それぞれ数項目を挙げ、全児童を対象として実施するべきことを答申した。

これを受けて文部省は1952（昭和27）年3月、次官通達として「学校給食実施方針」を出し、この中で「学校給食は学校教育の一環として実施するもので、特に児童の合理的な生活学習を実践する場とすることに努め、あわせて家庭及び地域社会における食生活の改善に資する」という目標を定め、学校給食の方向性をより一層明確にした。

1954（昭和29）年学校給食法が制定され、その目標はさらに明確に示され指導が強化されることになった。都道府県においては同年「学校給食学習指導の手引き」を刊行し、法に示された4つの目標が達成されるようにその方途を示している。その後各県における独自の歩みを続けた給食の指導は、1958（昭和33）年に学習指導要領が改定されたのを機に、学校の教育計画の中に位置づけられ充実した指導がなされた。その成果発表の場として、学校給食研究集会在が地域ブロックで開催されるようになり、そこで研究討議がなされ得られた成果は現在にも活かされている。各県や各校の実践を積み重ねた給食史は別途に報告する。

(2) 保育所給食の場合

篤志家が博愛的救貧的な特徴を持って託児を始め、その後貧民救済対策として公立保育所、農村部では季節保育所、出征兵士の留守宅家族対策、空襲による被災者のための戦時託児所などが設置された。軽食やおやつは出していたが給食としての保障はなく、資料も残されていない。

戦後、社会福祉の公的責任が示され、1947（昭和22）年に「児童福祉法」が公布されて保育所は児童福祉施設に位置付けられ、公費の助成を受けるようになった。「児童福祉施設最低基準」により給食が必置となり、1949（昭和24）年には「保育所給食実施要綱」が規定され、保育所給食は学校給食の再開よりも一足早く発足した。

1970年代に入ると革新自治体のもとで、給食も独自の改善が進んでいった。自治体に保育所給食を指導する栄養士が大幅に増え、民間保育所でも栄養士が採用され、「集団で離乳する」という実績が積み重ねられていった。1980年代にはアレルギー児への対応が保育所給食の大きな課題になるなど、1970年代からの保育所給食の取り組みは、乳幼児にとって集団給食の意義を確かなものにした。その結果、給食も保育の一環であるという考え方が定着し、実践研究が広がり始めた。

1990年代以降は、規制緩和との戦いの歴史といえるであろう。調理業務の委託を認める動きに対しては、公立・私立の区別なく保育に携わるあらゆる職種や関係者が、実践を基に一斉に反対運動に立ち上がった。しかし、1998（平成10）年4月「児童福祉施設最低基準の一部改定」が行われ、経済上の合理化や効率化に基づいた保育所調理業務の外部委託が可能となり、このシステムを導入する自治体や保育所は増え続けている。一方、構造改革特別区域（特区）第三次構想では「保育所と幼稚園の共有化」や「調理室の撤廃」などを示したが、厚労省は「調理室は子どもの健全育成のためには不可欠」とし認めなかった。しかし公立保育所の運営合理化の観点から、2008（平成20）年4月特区において「給食の外部搬入方式の容認事業」が通知され、給食の外部搬入化が進み、さらには「幼保連携型認定こども

園での調理室必置解除」など、状況は急速に多様化している。

昨今の保育所給食の運営においては、子どもの存在よりも経済が優先され、その方向性が決められていることに怒りを覚える。外部委託で懸念されることの一つ目は、家庭と一体化したきめ細やかな対応の必要性があるにも関わらず、発育・発達に考慮した対応がしづらくなる、二つ目は保育内容の一環として食育を位置付けたにも関わらず進め方の継続性が危ぶまれる、三つ目は、食事指導や相談窓口の重要なツールであった調理室としての有効性が失われる可能性が高い、などが挙げられる。

保育所給食は学校給食の形態と異なり、給食を介し家庭生活と直結していることが多く、顔の見える関係性や信頼関係のもとに成り立っている。またその役割を振り返ると、子どもの育ちを支える食のあり方を検証し続けてきた歴史でもある。その給食史は別途に報告する。

2) 教育的な役割を踏まえて給食のあり方を検証した。

これからの給食の役割は、子どもの発達支援と子育て家庭への食を介した教育的支援であろう。特に幼児期から小学校へのスムーズな生活への移行と、学習準備に向けた「学びの育成」が重点課題で、保育所で取り組んだ活動がその後小学校でどう活かされるのか懸念されるところである。

文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方について」の報告でも、学びの基礎力の養成は、幼児期後半から児童期低学年にかけての教育における「三つの自立（生活上の自立、学びの自立、精神的な自立）」の育成を強調し、その基本は生活習慣の自立にあるとしている。また、ベネッセ教育総合研究所が3，4，5歳児と小学一年生を対象に実施した全国調査の結果からも、指導内容やその働きかけが生活習慣の自立を促し、ひいては学びの力にも影響を及ぼすことが立証されている。

給食への期待

貧困児童に対する慈善活動、虚弱児童への援助事業として、空腹を満た

すことを目的に開始された給食は、戦中は次世代の国民育成や強兵策としての栄養補給や体位向上として、戦後は栄養欠乏児に対する欠乏対策としての捕食給食として実施されてきた。高度経済成長期においては健康増進のための給食が施行されるなど、時代背景の変化に伴った給食の役割やあり方の変遷を知ることができた。

現在実践されている事例は別途報告するが、管轄所管は違えども施行されている給食を介した教育的なあり方を考えた時、幼児教育と低学年教育が一体となり進めていくことは重要課題であり、子どもの発達と食育の継続性が問われている。なぜならば「食」を介した教育は生きる力の育成だけでなく、自立を獲得するプロセスといえるからである。今まで培ってきた手立てを実践の中で有効活用し、推進から接続にむけた「学びの育成」をどう図るか、これからの給食の正念場である。

【参考文献・引用文献】

- ・山形県教育委員会『山形県学校給食100年のあゆみ』 学校給食百年記念事業 1989.10
- ・萩原弘道監修『実践講座学校給食 第1巻 歴史と現状』名著編纂会 1987.10
- ・全国学校栄養士協議会監修『実践講座学校給食第13巻史料・索引』名著編纂会 1988.4
- ・浦辺史、穴戸健夫、村山祐一著『保育の歴史』青木書店 1981
- ・松本園子他著『乳児の生活と保育』樹村房 2005
- ・全国保育協議会監修『保育年報』1967年版～2015年版
- ・全国保育団体連絡会監修『保育白書』1976年度版～2010年度版
- ・北郁子著『新・保育所給食の実際』中央法規出版 1983
- ・八倉巻和子監修『給食管理』医薬出版 2001
- ・坂口久美子監修『エキスパート管理栄養士シリーズ22 給食経営管理論』化学同人 2006
- ・文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方に関する調査（報告）」2012.11
- ・ベネッセ教育総合研究所「幼児期から小学一年生の家庭教育調査」2012.10